

○測量・建設コンサルタント等有資格業者認定要領（抜粋）

制 定 [平成7年6月7日水公達平成7年第5号]
 最終改正 [平成31年3月29日水機達平成30年度第35号]

（総合点数）

第5条 前条各号の審査項目について、次の各号に定めるところにより算定する総合点数を付与するものとする。

- 一 業種区分別年間平均実績高の点数は、業種区分別年間平均実績高の金額に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- 二 自己資本額の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表3において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表3の点数の欄に掲げる点数とする。
- 三 有資格者の数の点数は、別表1の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表4において「合計数値」という。）に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
- 四 営業年数の点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
- 五 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算 式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A	第1号の規定による点数
B	第2号の規定による点数
C	第3号の規定による点数
D	第4号の規定による点数

別表1

業種区分	有 資 格 者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築関係建設 コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者、建築士法による建築設備資格者である者	建築士法による2級建築士の免許を受けた者（1級建築士の免許を受けた者を除く。）、社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設 コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第255号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、農業部門、森林部門、上下水道部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、環境部門、情報工学部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするもの又は1級の電気施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者、電波法（昭和25年法律第288号）による第1級陸上

		無線技術士の登録を受けた者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者	社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者、社団法人土地改良測量設計技術協会の行う土地改良補償業務管理者認定試験に合格し、登録を受けている者

